

令和7年度 山形市公設地方卸売市場取引委員会

日 時：令和7年10月11日（土）

午前11時00分から

会 場：市場管理棟 4階大会議室

次 第

1 開 会

2 開設者あいさつ

3 委員長あいさつ

4 議事録署名人の指名（2名）

5 審 議

（1） 令和8年山形市公設地方卸売市場における休開市日の設定について

（2） 卸売市場法改正に伴う山形市公設地方卸売市場業務規程の改正について

（3） その他

6 そ の 他

7 閉 会

令和7年度 山形市公設地方卸売市場取引委員会 出席者名簿

No.	区 分	推 薦 団 体	役 職 名	氏 名	部会	備考
1	学識経験者	山形大学 人文社会科学部	教授	◎兼子 良久		出
2	関係行政機関	山形県農林水産部 農産物販路開拓・輸出推進課	課長	槇 英毅		
3	流通部門	山形丸果中央青果株式会社	代表取締役社長	柏倉 隆文	●青果	出
4		株式会社山形丸魚	代表取締役社長	○鈴木 徹郎	●水産	出
5		株式会社山形丸水	代表取締役社長	相澤 啓一	水産	出
6		山形市中央青果卸売協同組合	代表理事	鈴木 誠一	青果	出
7		山形市水産物卸協同組合	代表理事	有海 広吉	水産	出
8		山形青果商業協同組合	理事長	長岡 孝直	青果	出
9		山形青果小売商業協同組合	代表理事	渡邊 芳弘	青果	
10		山形魚商協同組合	理事長	丸子 善弘	水産	出
11		山形市公設地方卸売市場関連事業者協会	会長	石山 秀雄		出
12	生産者部門	山形丸果園芸連	会長	中野 信吾	青果	
13		全国農業協同組合連合会 山形県本部	園芸部 部長	池田 浩之		
14		山形農業協同組合	代表理事専務	大宮 幸輝		出

任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

順序：構成部門順（敬称略）

氏名欄の ◎印は 委員長 、 ○印は 副委員長 を表す。

部会欄の ●印は 部会長 を表す。

《事務局》

組 織	役 職 名	氏 名
山形市農林部 地方卸売市場管理事務所	次長（兼）所長	富樫 竹夫
山形市農林部 地方卸売市場管理事務所	総括主幹（兼）副所長	飯野 哲生
山形市農林部 地方卸売市場管理事務所	副所長（兼）業務係長	相田 正勝
山形市農林部 地方卸売市場管理事務所	業務係主幹	板垣 賢

令和 8 年山形市公設地方卸売市場における休開市日の設定について（案）

1 休市日の設定の考え方

東京都中央卸売市場の休業日及び開場日を参考にし、原則として、祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休市とする。

祝日のある週においても一部、水曜休市日を設定する。

2 休開市日の設定

- (1) 年始は 1 月 1 日から 4 日まで休市、1 月 5 日（月）から開市。
- (2) 祝日のある週において、1 月 1 4 日（水）、2 月 2 5 日（水）、3 月 1 8 日（水）及び 7 月 2 2 日（水）は休市。1 0 月 1 4 日（水）、1 1 月 4 日（水）及び 1 1 月 2 5 日（水）は、青果物のみ休市。 [8 月 1 2 日（水）は休市としない。]
- (3) 5 月は、5 月 3 日（日祝）、4 日（月祝）、5 日（火祝）は三日連続休市、5 月 6 日（水祝）に開市。
- (4) お盆の期間は、8 月 1 4 日（金）及び 1 5 日（土）は休市。（1 6 日（日）までの三日連続休市。）
- (5) 9 月は、9 月 2 0（日）、2 1 日（月祝）、2 2 日（火祝）は三日連続休市、9 月 2 3 日（水祝）に開市。
- (6) 年末は、1 2 月 2 7 日（日）は開市、3 1 日（木）は休市。

※ 青果物において、東京都と違うのは、1 2 月 3 0 日（水）が開市。

※ 水産物においては、東京都と同じ。

* 青果物のみの休市が、1 0 月 1 4 日（水）、1 1 月 4 日（水）、1 1 月 2 5 日（水）の三日 となります。

【青果物】開市日数 248 日（休市日数 117 日）臨時休市日数 48 日 臨時開市日数 2 日

【水産物】開市日数 251 日（休市日数 114 日）臨時休市日数 45 日 臨時開市日数 2 日

3 過去 3 年間の開市日数 及び 臨時休開市の日数

令和 7 年

【青果物】開市日数 249 日（休市日数 116 日）臨時休市日数 48 日 臨時開市日数 2 日

【水産物】開市日数 249 日（休市日数 116 日）臨時休市日数 48 日 臨時開市日数 2 日

令和 6 年

【青果物】開市日数 252 日（休市日数 114 日）臨時休市日数 47 日 臨時開市日数 4 日

【水産物】開市日数 254 日（休市日数 112 日）臨時休市日数 45 日 臨時開市日数 4 日

令和 5 年

【青果物】開市日数 254 日（休市日数 111 日）臨時休市日数 42 日 臨時開市日数 2 日

【水産物】開市日数 253 日（休市日数 112 日）臨時休市日数 44 日 臨時開市日数 3 日

東京都 令和8年における休業日の設定について（抜粋）

令和8年における休業日の設定については、生産者、実需者及び消費者のニーズに対応した市場取引の活性化及び市場関係者の適切な労働環境の確保の観点から、次のように設定する。

第1【水産物】

- 1 休業日 114日（開場日数 251日）
 - （1）原則として祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休業日とする。
 - （2）年始は1月1日から4日まで、年末は12月31日を休業日とする。
 - （3）8月14日及び8月15日を夏期休業日とする。
- 2 日曜日又は祝日であるが開場日とする日
5月6日、9月23日及び12月27日を開場日とする。
- 3 祝日がある週の水曜日を休業日とする日
1月14日、2月25日、3月18日及び7月22日を休業日とする。

第2【青果物】

- 1 休業日 118日（開場日数 247日）
 - （1）原則として祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休業日とする。
 - （2）年始は1月1日から4日まで、年末は12月30日及び12月31日を休業日とする。（12月30日の休業は青果物のみ）
 - （3）8月14日及び8月15日を夏期休業日とする。
- 2 日曜日又は祝日であるが開場日とする日
5月6日、9月23日及び12月27日を開場日とする。
- 3 祝日がある週の水曜日を休業日とする日
1月14日、2月25日、3月18日、7月22日、10月14日、11月4日及び11月25日を休業日とする。（10月14日、11月4日、11月25日の休業は青果物のみ）

※ 青果物の休業日が四日多くなっています。（10/14, 11/4, 11/25, 12/30）

(参考資料)令和8年 臨時休開市日一覧表

			山形市公設地方卸売市場(案)			東京都中央卸売市場	
月	日	曜日	青果物	水産物	備 考	青果物	水産物
1	7	水	●	●		●	●
	14	水	●	●		●	●
	21	水	●	●		●	●
	28	水	●	●		●	●
2	4	水	●	●		●	●
	18	水	●	●		●	●
	25	水	●	●		●	●
3	4	水	●	●		●	●
	11	水	●	●		●	●
	18	水	●	●		●	●
	25	水	●	●		●	●
4	1	水	●	●		●	●
	8	水	●	●		●	●
	15	水	●	●		●	●
	22	水	●	●		●	●
5	6	水	○	○		○	○
	13	水	●	●		●	●
	20	水	●	●		●	●
	27	水	●	●		●	●
6	3	水	●	●		●	●
	10	水	●	●		●	●
	17	水	●	●		●	●
	24	水	●	●		●	●
7	1	水	●	●		●	●
	8	水	●	●		●	●
	15	水	●	●		●	●
	22	水	●	●		●	●
	29	水	●	●		●	●
8	5	水	●	●		●	●
	14	金	●	●		●	●
	15	土	●	●		●	●
	19	水	●	●		●	●
	26	水	●	●		●	●
9	2	水	●	●		●	●
	9	水	●	●		●	●
	16	水	●	●		●	●
	23	水	○	○		○	○
	30	水	●	●		●	●
10	7	水	●	●		●	●
	14	水	●		青果物のみ休市	●	
	21	水	●	●		●	●
	28	水	●	●		●	●
11	4	水	●		青果物のみ休市	●	
	11	水	●	●		●	●
	18	水	●	●		●	●
	25	水	●		青果物のみ休市	●	
12	2	水	●	●		●	●
	9	水	●	●		●	●
	16	水	●	●		●	●
	23	水	●	●		●	●
	30	水			青果物も休市としない	●	
年間開市日数			248	251		247	251
年間休市日数			117	114		118	114
臨時休市日数●			48	45		49	45
臨時開市日数○			2	2		2	2

● 臨時休市日

○ 臨時開市日

令和8年 山形市公設地方卸売市場 休開市日（案）

1 月 19日						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
	初せり		●			
11	12	13	14	15	16	17
			●			
18	19	20	21	22	23	24
			●			
25	26	27	28	29	30	31
			●			
						休市 12日

※14日 休市

2 月 19日						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
			●			
8	9	10	11	12	13	14
			●			
15	16	17	18	19	20	21
			●			
22	23	24	25	26	27	28
			●			
						休市 9日

※25日 休市

3 月 21日						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
			●			
8	9	10	11	12	13	14
			●			
15	16	17	18	19	20	21
			●			
22	23	24	25	26	27	28
			●			
29	30	31				
						休市 10日

※18日 休市

4 月 21日						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			●			
5	6	7	8	9	10	11
			●			
12	13	14	15	16	17	18
			●			
19	20	21	22	23	24	25
			●			
26	27	28	29	30		
						休市 9日

5 月 21日						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
			○			
10	11	12	13	14	15	16
			●			
17	18	19	20	21	22	23
			●			
24	25	26	27	28	29	30
			●			
31						
						休市 10日

※6日(祝日) 開市

6 月 22日						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
			●			
7	8	9	10	11	12	13
			●			
14	15	16	17	18	19	20
			●			
21	22	23	24	25	26	27
			●			
28	29	30				
						休市 8日

7 月 21日						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			●			
5	6	7	8	9	10	11
			●			
12	13	14	15	16	17	18
			●			
19	20	21	22	23	24	25
			●			
26	27	28	29	30	31	
			●			
						休市 10日

※22日 休市

8 月 20日						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
			●			
9	10	11	12	13	14	15
			●		●	
16	17	18	19	20	21	22
			●			
23	24	25	26	27	28	29
			●			
30	31					
						休市 11日

※14,15日 休市

9 月 20日						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
			●			
6	7	8	9	10	11	12
			●			
13	14	15	16	17	18	19
			●			
20	21	22	23	24	25	26
			○			
27	28	29	30			
			●			
						休市 10日

※23日(祝日) 開市

10 月 23日						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
			●			
11	12	13	14	15	16	17
			●青果			
18	19	20	21	22	23	24
			●			
25	26	27	28	29	30	31
			●			
						休市 8日

※14日 青果物のみ休市

11 月 21日						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
			●青果			
8	9	10	11	12	13	14
			●			
15	16	17	18	19	20	21
			●			
22	23	24	25	26	27	28
			●青果			
29	30					
						休市 9日

※4,25日 青果物のみ休市

12 月 23日						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
			●			
6	7	8	9	10	11	12
			●			
13	14	15	16	17	18	19
			●			
20	21	22	23	24	25	26
			●			
27	28	29	30	31		
						休市 8日

 日曜祝日等条例による休市日
 青果物 69日
 水産物 69日

 臨時休市日
 青果物 48日
 水産物 45日

 臨時開市日
 青果物 2日
 水産物 2日

※ 5/6(水)、9/23(水)

* 開市日数 251 日 (内 青果物のみ休市が三日あり)
 青果物 248 日 (年間休市日数 117日)
 水産物 251 日 (年間休市日数 114日)

同一週に祝日がある 1月14日(水)、2月25日(水)、
 3月18日(水)、7月22日(水)も休市とする。10月14日(水)、
 11月4日(水)、11月25日(水)は青果のみ休市。

令和8年 山形市公設地方卸売市場 休開市日【青果物】（案）

1 月 19日						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
				休市 12日		

※14日 休市

2 月 19日						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
				休市 9日		

※25日 休市

3 月 21日						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
				休市 10日		

※18日 休市

4 月 21日						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		
				休市 9日		

5 月 21日						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						
				休市 10日		

※6日(祝日) 開市

6 月 22日						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				
				休市 8日		

7 月 21日						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
				休市 10日		

※22日 休市

8 月 20日						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					
				休市 11日		

※14,15日 休市

9 月 20日						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			
				休市 10日		

※23日(祝日) 開市

10 月 22日						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
				休市 9日		

※14日 休市

11 月 19日						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					
				休市 11日		

※4,25日 休市

12 月 23日						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
				休市 8日		

※30日(東京都 休市)

日曜祝日等条例による休市日
青果物 69日

臨時休市日
青果物 48日

臨時開市日
青果物 2日

※ 5/6(水)、9/23(水)

* 開市日数 青果物 248日
(休市日数 117日)

同一週に祝日がある 1月14日(水)、2月25日(水)、3月18日(水)、
7月22日(水)、10月14日(水)、11月4日(水)、11月25日(水)も休市とする。

さくらんぼの開市日について、6月3日(水)から7月5日(日)の期間における水曜日
及び日曜日 の10日を予定し、実際には作況等を勘案し柔軟に対応する。

令和8年 山形市公設地方卸売市場 休開市日【水産物】（案）

1 月 19日						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
				休市 12日		

※14日 休市

2 月 19日						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
				休市 9日		

※25日 休市

3 月 21日						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
				休市 10日		

※18日 休市

4 月 21日						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		
				休市 9日		

5 月 21日						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						
				休市 10日		

※6日(祝日) 開市

6 月 22日						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				
				休市 8日		

7 月 21日						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
				休市 10日		

※22日 休市

8 月 20日						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					
				休市 11日		

※14,15日 休市

9 月 20日						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			
				休市 10日		

※23日(祝日) 開市

10 月 23日						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
				休市 8日		

11 月 21日						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					
				休市 9日		

12 月 23日						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
				休市 8日		

日曜祝日等条例による休市日
水産物 69日

臨時休市日
水産物 45日

臨時開市日
水産物 2日

※ 5/6(水)、9/23(水)

* 開市日数 水産物 251日
(休市日数 114日)

同一週に祝日がある 1月14日(水)、2月25日(水)、3月18日(水)、
7月22日(水) も休市とする。

山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則（抜粋）

（開場の期日）

第3条 市場は、次に掲げる日（以下「休日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

- (1) 日曜日（1月5日及び12月27日から同月30日までの日曜日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月31日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、出荷者及び消費者の利益を確保するために特に必要と認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

3 市長は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとするときは、取扱品目に係る生産及び出荷の事情、小売商業者の貯蔵及び販売の能力、消費者の食習慣及び購買慣習等を十分考慮するものとする。

取引委員会にかかる関係条例等（抜粋）

○山形市公設地方卸売市場業務条例

（市場取引委員会の設置）

第23条 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、山形市公設地方卸売市場取引委員会（以下「取引委員会」という。）を置く。

2 取引委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 開場の期日及び時間
- (2) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関する事項
- (3) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法に関する事項
- (4) 卸売の業務を行う者に関する事項
- (5) 前号に掲げるもののほか、取引参加者等関係事業者に関する事項

3 取引委員会は、委員15人以内をもって組織する。

4 取引委員会の委員（以下この条において「委員」という。）は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 取引委員会は、市場の売買取引に関する事項の調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、取引委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則

（委員長及び副委員長の選任）

第62条 山形市公設地方卸売市場取引委員会（以下「取引委員会」という。）に委員長及び副委員長を置き、取引委員会の委員（以下「委員」という。）の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、取引委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第63条 取引委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 取引委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、取引委員会は、条例第23条第7項の専門部会（以下「部会」という。）における調査及び検討の結果をもって、取引委員会の議決とすることができる。

5 委員は、委員長に対し、会議の開催を求めることができる。この場合、その理由等を記した書面、これに係る資料等を委員長に提出しなければならない。

6 委員長は、前項の規定により会議の開催を求められた場合において、必要と認めるときは、会議を招集するものとする。

(部会)

第64条 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査及び検討の経過及び結果を取引委員会に報告しなければならない。

4 前条第1項から第3項までの規定は、部会について準用する。

(資料提出の要求等)

第65条 取引委員会は、必要と認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めてその意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第66条 この章に定めるもののほか、取引委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が取引委員会に諮って定める。

卸売市場法改正に伴う山形市公設地方卸売市場業務規程の改正について(案)

1 概要と経緯

- 令和7年6月に卸売市場法が改正（令和8年4月1日施行）されたことに
伴い、山形市公設地方卸売市場業務規程を改正。
- 今回の卸売市場法の改正は、食料の安定供給の実現等に向けた一連の法改
正として行われたもの。

【関係法改正の概要】

◇令和6年6月 食料・農業・農村基本法の改正

食料の安定的な供給に向け、食料供給能力の維持や合理的な価格の形成
に係る規定等を整備

◇令和7年6月 食品等持続的供給法（※）の改正

（※）食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の
促進及び食品等の取引の適正化に関する法律

合理的な費用を考慮した価格形成等に向け、取引に係る規制的措置や食品
等事業者等に対する支援施策を法制化

- ・農林水産大臣が指定した（※）品目について、コスト指標を作成・公表
する制度を整備

（※）国は、米、野菜、牛乳、豆腐、納豆を候補として検討しており、今後、
省令で指定予定

- ・取引の規制的措置の一つとして、事業者に対する努力義務を規定

- ① 費用等に係る協議への誠実な応諾
- ② 商慣習の見直し等の取組の提案への検討・協力

2 卸売市場法改正の内容

- 卸売市場（中央卸売市場・地方卸売市場）の開設者に対し、業務規程（条
例等）で以下の事項の公表を規定することを義務化。
 - ① 当該卸売市場で取り扱う指定品目
 - ② 指定品目のコスト指標
 - ③ その他(事業者の努力義務の内容)（公表方法について、国は、インターネットの利用等を想定）

3 山形市公設地方卸売市場業務規程の改正

- 今後、農林水産省から示される案を参考に、2の改正内容に対応する。
- 令和8年3月31日までに、山形市長（開設者）から山形県知事あてに、業務規程の変更申請を行う。

4 業務規程の改正に伴う市の取組

- 業務規程で新たに規定される公表事項について山形市公設地方卸売市場のホームページで公表